

1.4 本地小学校不祥事防止行動計画（具体的方策）

本地小学校不祥事防止委員会

《不祥事防止委員会構成》

校長 ◎教頭（進行） 教務主任 生徒指導主事 保健主事 養護教諭
◎…委員会推進担当者

※いじめ・体罰・セクハラ相談窓口…教頭・生徒指導主事・保健主事・養護教諭・SC・SSW

《活動内容》

- 毎月1回、委員会を開催。他の委員会も必要に応じて併せて随時開催
不祥事防止研修の計画及び分担の確認
児童、保護者へのアンケート調査実施について
（体罰・セクハラ・いじめに関するアンケート）7月・12月
1年間のまとめ
- 不祥事防止研修
・放課後及び研修日に校内不祥事防止研修を実施する。
・管理職による教職員との面談を計画的に実施
・随時、記者発表資料・新聞記事等を活用した研修を行う。
- 全教職員が責任と自覚をもった研修とするため、不祥事防止研修における企画・運営担当を教職員全員が担当する。
- 情報交換・指導
○ 毎週金曜日の職員暮会を活用し、児童実態を交流する。
○ 体罰・セクハラ相談窓口担当から、報告事項があれば委員会に報告する。
○ 随時、教職員の状況についての情報を収集・交流・協議する。課題があれば必要に応じて管理職から当該職員への指導を行う。
○ 必要に応じて、学校衛生委員会・生徒指導委員会と合同の委員会を開催する。
- 年間研修計画
○ 各分掌で研修を担当し、研修内容を協議したのちに全体研修を行うことを通して、全職員の意識啓発を図るとともに、風通しの良い職員の関係づくりを進める。

回	研修内容	担当	実施月
1	不祥事防止行動計画・服務について 「学校諸費会計について」	教頭 事務担当	4月中旬
2	「わいせつ・セクハラ」 「いじめ問題」	教頭 生徒指導主事	5月
3	「個人情報の漏洩」	教務部	6月
4	「飲酒運転」 「長期休業期間の服務について」	生活安全部 教頭	7月
5	「保護者対応」 「体罰」＊ロールプレイ等を行う	教務部	8月
6	「パワハラ」	生活安全部	9月
7	「わいせつ・セクハラ」	教務部	10月
8	「アンガーマネジメント」	生活安全部	11月
9	「交通違反・交通事故防止」 「休業期間の服務について」	教務部 教頭	12月
10	「わいせつ・セクハラ」	生活安全部	1月
11	「オンラインカジノ等賭博」	教頭	2月
12	「メンタルヘルス」 今年度のまとめ	教頭	3月

6 担当者の役割

- ① 担当者は事前に、研修内容を起案する。
- ② 司会進行
- ③ 研修記録簿への記入（記入後、所定のファイルに綴じておく）
※ 可能な限り内容が重複しないように配慮する。
※ これまでの研修になかったものを積極的に取り入れる。